

## 豊中市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という）が1日総合健康診断および脳ドック、1日総合健康診断と脳ドックを合わせたセット健診（以下「人間ドック等」という）の受診に要した費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、被保険者における健康の保持増進を支援し、あわせて国民健康保険事業の健全運営を図ることを目的とする。

### (趣旨)

第2条 この要綱は、豊中市国民健康保険条例（昭和35年2月15日 条例第2号 以下「条例」という）の規定に基づく豊中市国民健康保険の被保険者が人間ドック等を受診する場合に、当該受診に要する費用の一部を助成することに関し必要事項を定めるものとする。

### (対象者)

第3条 人間ドック等の助成を受けることができる被保険者（以下「対象者」という）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満30歳以上の者。
- (2) 国民健康保険料を完納し、又は分納確約の手続きが完了している者。
- 2 前項第2号の適用について、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市民健康診査（特定健診）を受診した者は、その受診後同一年度内において、1日総合健康診断および1日総合健康診断と脳ドックを合わせたセット健診の助成を受けることができない。

### (受診回数)

第4条 前条の対象者が受診できる回数は、予算の定める範囲において毎年度1回限りとする。

### (実施機関)

第5条 人間ドック等は、次の各号を満たし市長が適当と認めた健診登録決定機関（以下「登録機関」という）で実施する。

- (1) 保険医療機関番号または健診・保健指導機関番号を保有していること
- (2) 1日総合健康診断においては、豊中市で定める特定健診項目を必須とし、人間ドック学会が定めるガイドラインに準じた検査を実施している医療機関または健診機関（以下「医療機関等」という）において健診内容を「人間ドック」として掲げていること

- (3) 脳ドックにおいては、脳ドック学会が定めるガイドラインに準じた検査を実施している医療機関等において検査内容を「脳ドック」として掲げていること

(登録の申請等)

第6条 登録機関の登録を希望する医療機関等は、市長が別に定める申請書によって申し込まなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、登録すべきものと認めるときは登録機関として登録する。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 医療機関等としての業務を休止、廃止等したとき
- (2) 第5条に規定する要件を欠くことになったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により登録機関の登録を受けたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を維持することが著しく不相当であると認めるとき

(受診手続)

第8条 人間ドックの受診を希望する被保険者は、あらかじめ受診日について登録機関の承諾を得た上で、国民健康保険1日総合健康診断(人間ドック)・脳ドック検診申込書(以下「申込書」という)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、その者が対象者であると認められるときは、1日総合健康診断・脳ドック検診通知書(以下「受診決定通知書」という)を交付する。
- 3 市長は、前項の規定による通知書を交付した場合は、速やかに当該者が受診を予定する登録機関に当該内容を通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、前条第2項の規定により受診決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により受診決定を受けたとき
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が決定を維持することが著しく不相当であると認めるとき

(助成額)

第10条 市長は、前条第2項の規定による受診決定を受けた者(以下「受診者」という)が、登録機関において人間ドック等を受診した場合は、その者が任意で行う追加検

査費用を除く費用総額（消費税及び地方消費税を含む）の7割または次の各号に定める上限額のいずれか少ない方の額を助成するものとする。

- (1) 1日総合健康診断（人間ドック） 35,000円
- (2) 脳ドック 43,000円
- (3) セット健診（1日総合健康診断+脳ドック） 58,000円

（費用の負担）

第11条 受診者は、登録機関へ受診決定通知書を提出し、人間ドック等費用から前条に規定する助成額を控除した額を支払うものとする。

（助成の方法）

第12条 市長は、受診者が登録機関に支払うべき人間ドック等費用のうち、第10条で決定した助成額を、当該登録機関に支払うものとする。

2 登録機関は、前項の規定により支払うものとされた費用は市長にのみ請求し、受診者に請求してはならない。

（健診結果の豊中市への通知）

第13条 受診者が健診結果を市長に通知することを承認したものについては、登録機関は人間ドック終了後に検査記録表を作成し、市長に通知する。

（遵守事項）

第14条 登録機関は、登録申請時に提出した検査項目一覧表に定める健診業務、および健診結果、必要な医療と指導について責任を負うものとする。

（受診の取消・変更）

第15条 受診者が申込みを取消す場合又は決定された受診日を変更する場合は、受診決定通知書に記載のある登録機関に取消す旨又は受診日の変更について、あらかじめ当該登録機関の承諾を得た上で、市長に届出をしなければならない。

（不正利得の返還）

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により人間ドック等を受診した者がいるときは、その者から市が負担した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により登録機関の登録を受けた者がいるときは、その者から市が負担した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 豊中市国民健康保険1日総合健康診断実施要綱および豊中市国民健康保険脳ドック検診実施要綱については廃止する。

(経過措置)

3 改正後の豊中市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱は、令和3年4月1日以降の受診について適用し、令和3年3月31日までの受診については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 登録機関の募集、申請及び決定についての準備行為は、この要綱の施行前において行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月3日から施行し、同年4月1日から適用する。